

ドイツにおける消費者保護を目指す金融教育

—— U. ライフナーと iff のプロジェクト ——

山 口 博 教

要 旨

日本ではアングロサクソン諸国の金融教育についての紹介は、数多く行われている。しかし欧州大陸諸国のそれについては数が少ない。そこで、欧州において消費者保護と金融教育を推進しているウド・ライフナーの視点と金融サービス業務研究所 (Institut für Finanzdienstleistung-iff) のプロジェクトを紹介する。このことを通して金融教育の在り方についての筆者の見方を提示する。

ウド・ライフナーはベルリン自由大学で法学と社会学を学び、ハンブルク政治経済大学で教授職を務め、既に定年を迎えている。1987年に金融サービス業務研究所を立ち上げ、消費者保護と金融教育の問題に取り組んできた。ライフナーの基本的立場は消費者保護を目指すものであるが、同時にその限界も指摘している。このため、金融サービス提供者とその需要者の間での相互学習を通じた相互作用を重視する。

筆者は、このライフナーの立場を、1960年代の日本の「流通革命」に導入されたガルブレイスの「対抗力」理論を用いて発展させること試みる。「預金者保護」, 「投資家保護」を基礎におき消費者を金融詐欺から守ると同時に、これに加担させないためにも金融教育が重要と考えるためである。

目 次

- | | |
|-----------------|--------------------|
| I. はじめに | III. 金融サービスの供給と消費者 |
| II. ウド・ライフナーの紹介 | 1. 消費者にとっての金融の必要性 |
| 1. 研究歴 | 2. 消費者教育の必要性 |
| 2. 職歴 | 3. iff の学校向けプロジェクト |
| 3. 刊行物 | IV. まとめ |

I. はじめに

小稿はドイツにおける金融教育の取り組み状況についての整理を試みる。金融・投資教育については、英米、もしくはその流れを汲むアングロ・サクソン諸国の経験が日本では紹介されている。しかし欧州大陸諸国の経験はあまり紹介されていない。唯一、ドイツの学校教育におけるカリキュラム体系に焦点を当てた経済・金融教育についての紹介が行われている。しかしここでは、教科の課程と課題の紹介に留まり、どのような教育内容となっているか、実践的な事例説明は行われていない。¹⁾

このため、小稿では戦後経済成長の中で日本と同じく銀行融資を中心とする間接金体制下にあったドイツの事例を紹介する。このことを通して、我が国における金融教育の参考としてみたい。すでに筆者は一つの事例について簡単な紹介を行った。²⁾

これはハンブルク所在の民間団体、金融サービス業務研究所 (Institut für Finanzdienstleistung – iff) が学校並びに他の民間機関と協力して推し進めているプロジェクトである。この時利用したのはこのプロジェクトを解説したパンフレットであった。

この時の翻訳許可は、iff の研究員であるアンネ・シェルホーベ (Anne Schelhowe) を通して頂戴した。その時にいくつか他の資料についての情報提供もしてもらった。そこでこの拙稿では、シェルホーベが iff の責任者であるウド・ライフナーと2010年に刊行した共著作の英語論文 “Financial Education” に依拠する。³⁾ この作業により iff のプロジェクトの成立過程とその内容についてより深めていきたい。

ウド・ライフナーは1970年代から消費者問題に取り組み、この研究所を起ち上げた本人である。創設後はこの研究所の理事として、諸プロジェクトを牽引してきた。またこの論文は現在の時点で、これらのプロジェクトが依拠する視点を明確にし、またその内容を要約する基本文献となっていると考えるからである。

このことはこの論文の要約文で以下の記述があることから見て取れる。「我々は金融教育を消費者が総体として経済の支配者となるように消費者保護を推進していきたい」。その理由として、同ページ序文で金融サービスが消費者にとって必要であると同時に、危険でありリスクをはらむためでもあることが説明される。⁴⁾

続いて「金融教育は、金融サービス創出するリスクを軽減し、その有効利用を推進することに消費者保護の一部と見なそうる」ことから、消費者保護を前進させると位置づけられた。そしてここドイツにおける5年間の金融教育の進展にもとづいて、この論文で描き出すとしている。その際「我々のアプローチは、金融市場に消費者の知識と行動を適合させるのではなく、消費者が参加する能力 (participatory competence) を形成することを目指していく」との視点を明確にしている。

以下ではまず、ライフナーの経歴及び著作を紹介し、次に消費者にとっての金融の必要性、そして消費者教育の必要性、最後に iff の学校プロジェクトという順で紹介を行う。このうち第二から第四までがこの論文に沿った内容の紹介である。ただし必要に応じて、ライフナー等、必要な他の著作も交えていきたい。

なお最後のまとめでは、このライフナーの視点と立場を、ガルブレイスの「対抗力」理論と関連させ考察を加える。そして日本における金

融教育へ示唆する点を探ることにする。

II. ウド・ライフナーの紹介

ライフナーの略歴については彼が2010年に刊行した著作 *Die Geldgesellschaft-Aus der Finanzkrise* の裏表紙で出版社により以下の紹介がなされている。「ウド・ライフナーはハンブルク大学経済法・社会学教授であり、またハンブルク金融サービス業務研究所の理事である。200以上の研究論文を刊行し、また諸アドバイザー団体で仕事をしている。専門家としての役割を務めると同時に多くの「生徒の銀行業」プロジェクトの指導者であり、また当地のグローバル・フェア・ファイナンス (Global Fair Finance) 実践の提唱者として認められている。」⁵⁾

この「グローバル・フェア・ファイナンス」という用語には筆者は初めて触れた。おそらくフェア・トレードに触発されて作られた用語と考えられる。このことは彼が一貫して消費者の立場から金融教育を位置づけていることを想起させる。ウィキペディアには彼のより詳しい履歴が掲載されていてこちらを以下に紹介しておきたい。⁶⁾

1. 研究歴

- 1968年 ベルリン自由大学入学
- 1973年 第一次司法試験終了
- 1976年 第二次司法試験終了
- 1977年 ベルリン自由大学で博士取得
- 1976年-1980年

ベルリン社会学研究センター法社会学科で研究員 (社会的弱者向けの法律相談、法学、第三帝国の弁護士活動とい

うテーマで研究に従事)

- 1978年 過剰債務について共同研究開始
- 1980年 ベルリンで社会学士取得
- 1981年 ハンブルク政治経済大学 ((HWP) Hochschule für Wirtschaft und Politik) 教授就任、他にも多くの外国大学客員教授に就任
- 2012年 ハンブルク大学定年退職。(HWPは2005年にハンブルク大学へ統合された一筆者。) トリエント大学の非常勤教授に就任し、社会貢献活動に参加

2. 職歴

- 1987年 金融サービス業務研究所 (iff) の創設
- 1985-1995年 雑誌『消費者と法律 (*Verbraucher und Recht*)』の共同刊行 (2000-2012年、編集長)
- 2003年 EU 市場監督部 消費者金融局 (Financial User Group bei der Generaldirektion Markt der EU) 理事長
- 2013年 連邦金融サービス業務監督局 (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht) 消費者相談員、及び2005年に合衆国と欧州の消費者支援活動家が設立した責任保証信用連合 (Coalition for Responsible Credit (ECRC)) の理事に就任

3. 刊行物

以上のライフナーの経歴と社会活動を見ると、彼が研究の初期から消費者相談とそれに関連する法律、過剰債務という社会問題に関心を持ち、その解決方法を探っていることがわか

ドイツにおける消費者保護を目指す金融教育

る。このような実践的な課題に取り組むと同時に、これらの問題の背景と理論的整理を目指して旺盛な執筆活動を行ってきた。すでに取り上げた文献の他に50冊の著作を刊行していることが先のウィキペディアのサイトに掲載されている。そのうち金融教育との関連で重要と思われる、この論文では扱わない著作名を年代順に掲げておく。(日本語訳は出ていないので、参考までに翻訳を付す。)⁷⁾

- ・ *Überschuldung und Hilfen für überschuldete Haushalte in Europa* (『欧州における過剰債務と債務家計の救済』), Stuttgart 1992.
- ・ *Einseitige Anpassung von alt-Krediten in den neuen Bundesländern zu Lasten der Verbraucher* (『統合された連邦新州における旧債務の消費者への転嫁』), Hamburg:iff, 1992.
- ・ *Banking for people* (『庶民向け銀行業』), Berlin 1992.
- ・ Susanne Veit との共著, *Außergerichtliches Verbraucherinsolvenzverfahren* (『裁判によらない消費者の債務不履行手続き』), Baden-Baden 2000.
- ・ *Beratungsqualität in Finanzdienstleistungen* (『金融サービス業務における相談のあり方』), Baden-Baden 2000.
- ・ *Micro-lending—a case for regulation in Europe* (『マイクロ貸付—欧州規制の事例』), Baden-Baden 2002.
- ・ *Finanzielle Allgemeinbildung* (『総合的金融教育』), Baden-Baden 2003.
- ・ *Financial literacy in Europe* (『欧州における金融リタラシー』), Baden-Baden 2006.
- ・ *Using money*, (『貨幣の利用』英語版), Baden-Baden 2007.

・ *Geld nutzen* (『貨幣の利用』独語判), Baden-Baden 2007.

・ *Innovative Finanzdienstleistungen* (『革新的な金融サービス業務』), Baden-Baden 2007.

なお次から紹介する論文をライフナーと共同執筆しているシェルホーベについては、ライフナーが2010年に公刊した著作の序言(謝辞)で次のように紹介されている。iffには総合的金融教育を目指す二人の教育学専門家が勤務していて、シェルホーベはそのうちの一人である。⁸⁾

以下では、論文の要点をみていくことにする。

III. 金融サービスの供給と消費者

ライフナーは論文の出だしで、金融教育は消費者にとって必要であると同時に危険でもあることを指摘している。また金融教育は、市場がうまく機能しない場合の問題解決や、金融サービス提供者が情報提供を行うことを要求する。「金融市場の必要性に消費者の知識や行動を合わせるのではなく、われわれのアプローチは消費者が市場へ参加する能力を形成することを目指す」というのがライフナーの基本視点である。⁹⁾

そしてこの問題を以下の三つ項目に分けて説明する。第一に、現代における金融教育の必要性並びに経済教育と金融教育の相違、第二に金融教育における実際的アプローチの多様性、第三に消費者を中心に置く iff の学校向けプロジェクト。

1. 消費者にとっての金融の必要性

これまで消費者が信用を利用したのは不動産

や家財道具や教育費であった。しかし近年民営化の進展と家族の絆の拡散に伴い、年金問題等が発生し、個人消費者は将来の人生設計に備えた金融的責任が求められる、という日本と同様の状況が説明される。また同時にここでは信用社会において、金融サービスへの接近が難しい貧困の問題も指摘している。

(1) 消費者の金融行動

金融教育が従来のマクロ・ミクロ経済学にもとづく経済教育と違う点を以下のように明らかにしている。

「個人の市民生活上の事実的必要性に焦点を当てた、強い実践的な姿勢 (strong instrumental attitude) を持つ。この点から出発し、これらの需要に見合う金融サービスを利用する力を身に付けさせる試みである。」¹⁰⁾

なおここでいう個人的需要とは、市場経済が提供する様ざまな機会を意味する。このため金融教育は家計がその収入をより生産的に利用する空間と時間を問題としている。何より資金が出発点となることが強調される。そして資金とその有効活用こそが金融教育の鍵である、というライフナーの主張を紹介している。

またこのような金融教育は経済教育の目標を金融的能力の開発で補足することにある、と位置づけられている。これは「金融知識」、「金融リテラシー」、「金融ケイパビリティ」という用語で表現された欧米での金融教育の流れを踏襲している。そして機会とリスクに対する客観的知識と技術の習得及び行動主体として備えるべき自信を獲得させることこそが重要である、と結論付ける。

(2) 金融サービス提供者の行動

ただし上記の金融教育の規定は、経済教育が要請する金融制度への批判的な姿勢の獲得という点で不十分である。このため、サービスを提供する業者の在り方との関係という論点に移る。ここでは、金融教育はもっと幅広く、現代社会における金融サービスの役割について批判的な視点を含まなければならないとしている。そしてこのことを、以下のように強調する。

「例えば、金融システムに適合すべきは消費者でなく、金融システムが消費者の需要に適合すべきである、と我々は信じる。生徒達は現状に適合するためだけではなく、現状に批判を持って対応し、共に関わることで現状を変えるように教育されるべきである。(中略) その主要な目的は、生徒達が自分の置かれた状況を分析し、選択肢を変更したりまた拡大したりできるように、その能力を発展させることにある。」¹¹⁾

この観点こそライフナーが2003年以来主張してきた、「社会的能力」、「人道的必要性」、「持続可能性」であり、消費者が経済生活の主人公である、という立場にたち主張する点である。というのはこの背後にはアメリカのサブプライム・ローンにより引き起こされたバブル崩壊に伴う金融危機の問題があり、弱者はいくつかの金融商品でダメージに晒されていることが指摘される。したがって消費者が必要とするものは、利用できる金融サービスについての単なる理解にとどまらず、それらをどう変化させていくか、ということが主張される。そしてその具体的方法は次のように述べられる。

「消費者はサービス商品の選択と不服申し立て手続きによって、サービス提供者に圧力をかけ、何が必要なかを示すことができ

ドイツにおける消費者保護を目指す金融教育

る。(中略)金融サービス市場では詐欺的また高利の商品が入り込む傾向がある。(中略)これがマネーシステムの規制において法律システムが特に必要とされる理由である。登記と消費者法における判例は、市場の力だけで金融サービス消費者の利益を守れるとはみなしてはいない。(中略)以上のことから金融教育はこれまで規定された内容を超える次元を内包する。金融サービス提供者は、合理的に見える商品が諸個人にとっては破壊的作用をもたらすこともある。このことを学ぶべきである。』¹²⁾

以上の指摘にもとづいて、この論文の著者は金融教育におけるサービス提供者と需要者間における相互学習の重要性を提起している。ただこのテーマに入る前に再度金融教育の特徴に触れる。

(3) 経済教育と金融教育の相違

「経済」教育は、生産、取引、金融を含めた経済総体と、「経済行為」に示されるコスト効率性、やりくり、節約という側面で行われる。これに対し著者が主題としている金融教育は、以下の3点において経済教育と異なることが指摘される。

第一に、金融教育では金融サービスという経済の一分野に焦点が置かれる。金融や経済全体についての理解を深めることは目的とされない。

第二に、消費者ニーズのため、金融分野の活動を促進することが目的とされる。知識が役立つのは、消費者の利益にかなう場合であり、長い説明は不要とされている。例えば、中学校段階の金融教育において、生徒は「銀行」について議論し、「信用」とか「銀行口座」について

は触れないことになっている。時間(借入、貸出)とリスク(リスクシェア)、及び協働(取引、貨幣)を学ぶ。知識よりも、これらを管理することが重視される。

第三に、個人における貯蓄の役割はマクロ経済におけるそれとは別物で、金融教育で重視されるのは前者である。というのは個人の生活で重要なことは、マクロレベルでみた節約等ではなく、家族や友人をも含めた個性を伴う文化的生活である。¹³⁾

2. 消費者教育の必要性

教育プログラムは多様な目的を持っている。小学校では読み書きと同時に、同時代の社会的価値を教えることが期待される。また同様に、さまざまな消費者教育プロジェクトや声明がすでに行われ、また出されていて、このうちの二つを著者は取り上げている。

第一に、金融教育は市場メカニズムを通して、より効果的に教えられることである。自信喪失につながるような金融危機に対しては、銀行制度の深い理解をすれば、銀行の対応をより理解でき、受け入れられる。第二に、消費者の債務増加と個人破産数の増加に対応することである。金融教育が進めば、消費者は支払を維持し、過剰債務を避けるために役立つ。これらを防止する法律上の権利と予防策についての知識は、交渉技術や用心深い行動と合わせて、消費者保護の水準と金融商品の質基準を改善しうる。

そしてサービス業者が信じる金融教育の多様な目的を整理し、以下のようにまとめている。

a. 金融商品・サービス情報の供給(金融リテラシー)、b. 家計の資産管理、c. 貯蓄の促進、d. 消費者教育。これらは諸機関のプロ

ジェクトによって推進されているが、業界ごとに分けて以下に紹介する。¹⁴⁾

(1) 社会保障局と年金教育, 社会福祉組織
公的年金における予算削減に伴い, 私的年金の導入が進んでいる。「ドイツにおける教育・政府・労働市場の大連合 (broad coalition of German education, government, and labor market institutions)」が金融教育を担っている。しかしこの組織は私的年金が提供する教育よりも, 公的年金が果たすべき役割にシフトしている。したがってこれが消費者ニーズに合わせた教育かどうか, 著者は疑わしいとみる。

次に個人の過剰債務に対する社会福祉組織の対応が紹介されている。金融教育を必要とするモチベーションは, 個人家計の過剰債務の増加から生じている。しかし結論的には, このこれは金融教育というよりも収入の不安定性と公共サービスにおける支出増加の結果である。というのは金融教育によって緩和できるのは, 過剰債務の15%程度にとどまるというデータがあることが, 紹介される。

なお経済教育は貧困回避のため, 借入を促進させようとするが, 金融教育プログラムでは借入(信用)から生じうる過剰債務が発生する恐れに配慮する。この問題を清算する唯一の手段は貯蓄であり, 流動性の問題である。そしてこれらの問題に取り組んでいる地域及び連邦レベルでの組織とプロジェクトが, 以下のように紹介されている。¹⁵⁾

- a. 「銀行と若者の対話」, クレーフェルト
- b. 「子供とキャッシュ」, ミュンヘン債務予防グループ “キャッシュレス”
- c. 「金融免許証」, エッセン債務救済連盟
- d. 「子供とお金」, アーヘン

e. 「負債のメリー・ゴー・ラウンド」, ノルトライン・ウェストファーレン中央消費者連盟

f. 「若者と貨幣」, ヘッセン消費者連盟

g. 「将来の職場と債務防止」及び「貨幣とのつきあい方」, ドイツ消費者センター協会

(2) 社会的責任 (CSR) を伴う銀行, 消費者を保護しその権利を守る組織

OECD の CSR 原則にもとづき, 銀行はそれぞれ以下のような消費者保護と金融教育の取組みをしている。

コメルツバンクは「顧客の視点から支払手段と信用を重視」し, ドイツ貯蓄・振替銀行連盟は「貯蓄・節約と投資の関係(利回りとリスク)を重視」する。またドイチェバンク・ファンドは, オルデンブルクの経済教育研究所及び経済誌ハンデルスプラットと提携し, 学校向けのパンフレットを作成している。アリアンツ保険会社とドイツ投資ファンド連盟は, 銀行業と金融教育のため銀行員を学校へ派遣する活動を開始している。

次に, ドイツ消費者保護協会の金融教育モデルは, 消費者がその権利を行使できるように法的アプローチを用いている。個人に対する相談業務にはコストがかかるため, インターネット経由の情報提供が試みられている。その際2002年に改正されたドイツ市民コード (German Civil Code) にもとづき, 「平等の正当性」と「社会貢献の正当性」の二つの要素が重要となることが強調される。これは過剰債務問題に対応するためである。¹⁶⁾

以上, 民間の各機関が消費者教育と金融教育に取り組んでいるのを見てきた。しかしこれらのプログラムだけでは十分ではなく, 独自の活

ドイツにおける消費者保護を目指す金融教育

動が必要との立場から iff は次にみるプロジェクトを起ち上げてきた。

3. iff の学校向けプロジェクト

この論文では、iff の金融教育の次の基本視点を再確認した上で、記述が始められる。それは、まず消費者疑問を出すことを学び、答えを要求する。iff のアプローチは、消費者からより多くの顧客圧力を求めることにあり、それは消費者の能力や経済力に関わらない。iff は二つのプログラムを実践している。一つは「生徒の銀行業 (Schulerbanking (pupil's banking))」であり、もう一つは「報われる知識 (Wissen rechnet sich (knowledge pays))」である。¹⁷⁾

これらのプロジェクトには銀行、学校、iff が係わり、それぞれ以下の役割を果たしている。銀行はアドバイスで積極的役割を持つ。プロジェクトの活動上、学校に隣接する立地が重要である。学校は銀行が提供する教育資源 (教材) を使い、プログラムを実行する。iff は外部機関として、内容に責任を持ち、プロジェクトに参加する教師と銀行員の訓練を行う。

(1) 生徒の銀行業

学校銀行業のプロジェクトは、ハンブルクの14歳から17歳の生徒を対象とし、2005年に開始された。その内容と方法についてはハンブルクの教育機関と同市最大の金融機関であるハンブルク貯蓄銀行 (Haspa) との共同作業が行われた。その後これは他州においても、その地の貯蓄銀行と共同し、バーデン・ビュルテンブルク、ニーダーザクセン、ノルトライン・ウェストファーレンでも行われ、この論文執筆時点 (2014年) で約5700校が参加している。¹⁸⁾

他方、「報われる知識」はドイチェバンクとヘルティ財団と共同した第二のプロジェクトである。こちらはドイツ中のネットワークでつながれた強化学校 (Starke Schule (strong school)) の若い小学生を対象としている。「生徒の銀行業」がカリキュラムに実際の金融商品を組み込んでいるのに対し、こちらは金融サービスの基本機能と形態を日常生活に結びつけることを目指している。2008年から開始された。

そしてこの論文では「生徒の銀行業」に絞り、以下の4視点で整理することが断っている。a. 厳選された事例を使った学習内容、b. 立地にもとづいた銀行支店の関わり、c. 学習目標、d. 生徒と銀行間の相互学習作用。これらを以下でみていく。

(2) 厳選された事例を使った学習

このプロジェクトは、年代に応じた事例研究に重点が置かれる。日常生活で活用できるように、生徒が遭遇しうる状況に合わせている。生徒が身近に問題に接し、自分で解決を考えるように。そしてこの結果は、各銀行支店でのインタビューにより、銀行員に伝えられる。

このようにして子供達は、銀行員と対等の資格で相互に学習を進めていく。例えば過剰債務の個人相談では価格 (コスト) や時間及びリスクがかかることなどを学ぶ。また「生徒の銀行業」の各単位 (module) は、基本となる金融商品や一定の状況に焦点が当てられている (商業銀行の口座、年金、困難を伴う取引プログラム)。例えば借り入れでは、将来進学した時の学費の予測とそれに必要な信用と貯蓄、公的補助金等を学習する。

また年金問題に早く取り組むことも、プログラムに組み込まれている。退職後に備える貯蓄

のための意思決定に慣れるため、オーストラリアでのワーキング・ホリデーの旅行(19歳)費用を捻出させる選択肢を14歳の生徒に考えさせる。これにしたがって彼らに求められるのは以下のような活動である。

「インターネットやいろいろな銀行で中期的な投資形態を調査しなければならない。その時に貯蓄銀行でアドバイスを受けるセッションを持つ。(中略)彼らは投資商品に含まれるリスクと機会を評価する方法、時間とリスクと資金について理解したことを次にどう応用するのか、また個人の(資金)状況を勘案し、どの投資形態を選択すべきなのか、について学習する。」¹⁹⁾

そしてこの単位の第二局面では、生徒は退職者から事情を聴き取る。各種の事例から年金スキームの各種類からの選択基準を理解し、自分でライフプランやインフレ、生活費、リスク、(投資)機会に配慮するようになる。

(3) 「銀行」での学習

このプロジェクトの前提は、銀行員が学校へ入るのではなく、生徒が銀行へ出向くことにある。銀行員との相互作用を通して生徒は、アドバイスのセッションを経験する。これはその後の人生で繰り返されることがありうる。またクラスにおける同様のセッションにおいても、批判的に反映されていく。こうして将来実際にぶつかる諸問題に対して疑問を持つことを学び、アドバイスに従う。またこの結果をレポートにまとめ、銀行で得たアドバイスを自己評価し、これは銀行が配置した若い銀行員へもフィードバックされる。

このようにして、すべての単位で生徒達は異なる銀行が提供するサービスを比較し、経験交

流を行い、提供された解決手段の確実性について自分の意見を持つ。大事なことは実在の金融商品を理解することではなく、選択基準を把握することにある。この経験を通して生徒達は、金融サービスが抽象的な商品ではなく、社会関係(貨幣関係ではなく信用関係)から歴史的に展開されてきたものであることを理解できるようになる。

なおこのプロジェクトは、銀行員・生徒・親等の全参加者により、繰り返し評価を受ける。

(4) 達成能力

これまで述べてきたように、iffの視点は、生徒が以下のことを学習することであった。

「人々が経済の主人公であり、消費者主権という性質を理解すべきことである。このためには消費者は、何が必要なのか、また供給者への圧力の行使を示さなければならない。それは需給を合わせ、利用者と銀行間で問題が生ずる時に、的確に対応するためである。利害衝突を理解するだけでなく、経済活動上の行動参加能力が必要とされる。」²⁰⁾

この記述は、1990年代後半に欧米を襲ったアメリカにおけるサブプライム・ローンによるバブル崩壊の影響に対する反省にもとづくと考えられる。証券化商品の返済不能にもとづくドイツ諸金融機関の損失についてはまとめて触れるように、ハンス・ウェルナー・ジンの著作に詳しい記述がある。またこの余波について筆者は2009年の研究専念機関中ハンブルクに滞在した時に具体的に経験した。

以下では具体的に、「自己主導性(own initiative)」、「自己利益の明確化と促進(articulating and furthering their own interests)」という目標とその獲得技術が強調される。社会的

責任だけではなく、個人責任が並列で議論の俎上に上っているのは、かつての単なる自己責任原則から一歩進んだこと示している。²¹⁾

金融サービスの専門的能力では、資金、時間、リスクが主要要因となっている。金融商品とその将来的見通しを説明するこの基本コンセプトは、専門商品についての中心コンセプトの基本理解に役立てられる。このアプローチにより、生徒達がさまざまな金融商品に関わる計算とそれらの間の比較ができるように、導かなければならない。

このための戦略目標は、消費者需要を背景として提供される金融サービスを、批判的に評価する力をつけさせることである。具体的には以下のことが必要とされる。疑問を出すこと、自己利害を表明し、説明すること、アドバイス・セッションに参加すること、議論に参加しグループの見通しと利害を集团的に発展させ、描き出すことである。

(5) 相互学習

ここでは、この論文のもう一つの視点が再確認される。それは銀行が生徒達に沿って共に学習していくことである。生徒達は「生徒の銀行業」の経験を通して、疑問提出・分析・利害表明・アドバイスの摂取で自信をつけ、市場に対する影響の在り方を学ぶ。同時に銀行員も学習する。教育原理的には生徒が質問し、答えるのは銀行員となっている。しかし銀行員が学ぶべき最低三つのことが、以下のように述べられている。

第一に、銀行員は聴くことを学ぶ。単に企画商品説明に終わらせず、生徒の疑問を聴くこと、そしてそれに対応することを学ぶ。第二に、銀行員は生徒の利害と必要性について、よ

り深い理解をすることが求められる。第三に、銀行員はアドバイスを与える相手の状況に応じて、それに相応しい言葉を選ぶ必要がある。なぜなら生徒達が理解できる方法で会話することに失敗すると、生徒達はアドバイザーに聞き返してくるからである。²²⁾

IV. まとめ

以上で、金融教育に取り組んできたウド・ライフナーの視点と彼が創設した iff の諸プロジェクトについての解説論文を紹介した。彼の視点は研究開始から一貫して消費者の立場に立つものであった。この立場はアメリカのサブプライム・ローンによるバブル崩壊の煽りを受けた欧州とドイツ諸銀行危機の経営危機で一層重要と捉えられている。

この時ドイツでは、半官半民の産業信用銀行 (IKB) の救済から始まり、大手金融機関であるドイチェバンクや州立銀行の自己資本が低下した。多くの少額・小口・大衆投資家も被害をこうむっている。2009年にはドイチェバンクを筆頭に (121億ユーロ)、IKB (102億) 他、多くの貯蓄銀行/州立銀行が減価償却を強いられた。ハンブルク貯蓄銀行・州立銀行も当時この危機のために、29億ユーロの減価償却を行わなければならなかった。²³⁾

ライフナーはこの危機を見ながら、金融商品を利用し、資産運用する消費者の立場から金融機関への提言等による反作用を重視する論陣を張っている。金融商品を開発する金融機関と利用者との相互作用を重要視するからである。

このライフナーの視点及び主張を読む中で筆者は、1960年代の日本で「流通革命」論で議論された対抗力理論を思い出した。これは大型小

売量販店を中心とする流通組織が商品等の流通動向を踏まえた上で、大手製造業に対し反作用を与えることを可能にする理論である。ガルブレイスの経営学で展開された「対抗力 (countervailing power)」がベースとなっていた。²⁴⁾

これを応用し、ライフナーの主張を発展させるならば、金融商品の消費者、預金者及び資産運用者から金融・投資機関に対し、いかに対抗力を付けさせるかの議論となるであろう。ただし、「流通革命」では大型量販店という存在があった。それでは金融・投資分野ではこれほどのような存在か考えてみたい。

第一に考えられるのは、金融商品販売の小売機関である。大手ではない地方銀行、信用金庫、信用協同組合、ブローカー業務に特化した地方証券会社の社員等。

第二に、小口顧客向けの金融アドバイザー業務を行う金融コンサルタント、ファイナンシャル・プランナー等。

そして第三には、ドイツの社会福祉関連部局や年金関係機関同様、日本でもこれらの組織が金融機関と協力して教育活動を拡充していかなければならない。

最後に、教育内容としては、金融詐欺被害を防止するために預金者保護が重要である。また資産運用と投資に関しては、投資家保護を守り、株式取引に伴う利害相反、相場操縦や内部者情報の取り扱いなどに対する注意を喚起することで、金融詐欺を引き起こさないための予防教育も必要である。

現在日本でもNISAの取り組みが進んでいるが、これらはセルサイドからの取り組みが多い。日本においても消費者の立場、バイサイドに立つ金融教育・相談を行う機関を増やしていくことが求められている、ということがこ

の拙稿の結論である。

注

- 1) 服部 [2009].
- 2) 山口 [2013]
- 3) Udo Reifner/Anne Schelhowe [2010]
- 4) Udo Reifner/Anne Schelhowe [2010], p.32
- 5) Udo Reifner [2010]の裏表紙
- 6) Udo Reifner (Augst 11, 2014, 9:46 UTC). In Wikipedia der freien Enzyklopädie aus http://de.wikipedia.org/wiki/Udo_Reifner
- 7) Katalog der Deutschen nationalbibliothek (Augst 11, 2014, 9:47 UTC). In Wikipedia der freien Enzyklopädie, aus <https://portal.dnb.de/opac.htm/method=simpleSearch&query=120...>
- 8) Udo Reifner [2010], S.13.
- 9) Udo Reifner/Anne Schelhowe [2010], p.32.
- 10) Udo Reifner/Anne Schelhowe [2010], p.33.
- 11) *Ibid.*
- 12) Udo Reifner/Anne Schelhowe [2010], S.34.
- 13) Udo Reifner/Anne Schelhowe [2010], pp.35-37.
- 14) Udo Reifner/Anne Schelhowe [2010], p.37. なおこれらの消費者保護のための諸組織プロジェクトの内容の一部について、ライフナーは iff レポート論文で紹介している。これはウルフ・グロートとの共著で2002年に刊行された。これによると、連邦レベルでのパイロット・プロジェクトは1995年から1998年の間に統合後の新州 (旧東独) で開始されたという。ここでは2000年代初めからのアーヘン、エッセン、クレーフェルトでのプロジェクトに加え、ベルリン債務・破産問題の地域プロジェクト、連邦消費者センター連盟の活動が紹介されている。これについては iff が刊行した次の論文で紹介されている。Reifner, U./Ulf Groth [2002], pp.25-2.
- 15) Udo Reifner/Anne Schelhowe [2010], p.37.
- 16) *Ibid.*
- 17) 山口 [2013], 150頁。ただしこの紹介論文では「報われる知識」ではなく「元の取れる学習」としておいた。
- 18) Udo Reifner/Anne Schelhowe [2010], p.38.
- 19) Udo Reifner/Anne Schelhowe [2010], p.39.
- 20) *Ibid.*
- 21) Udo Reifner/Anne Schelhowe [2010], p.40.
- 22) *Ibid.*
- 23) Hans-Werner Sinn [2009], S.191ff. なお筆者は2009年度後期に研究専念期間に入り、11月から翌年3月にかけてハンブルクに滞在し、ハンブルク大学資本市場研究所のH. シュミット教授と交流を深めた。その時教授から紹介され、ハンブルク証券取引所を訪問する機会を得た。その折証券取引所の建物の1階で、毎週木曜日の夜に一般投資家向けの投資セミナーが開催されていることを知り、一回参加させてもらった。当時サブプライム・バブル崩壊の余波がまだ濃厚に残っていて参加者はまばらであった。崩壊前は、盛況を誇っていたそうである。
- 24) 堤清二は1979年に刊行した著作の中でガルブレイスの「対抗力」を紹介し、日本の流通革命に関する論陣に用

ドイツにおける消費者保護を目指す金融教育

いている。(第1章「経済変革のための流通産業論」第2節「カウンターペイリング・パワー論」をめぐって」参照。)

参 考 文 献

堤清二 [1979] 『変革の透視図－流通産業の視点から』日本評論社。

服部一秀 [2009] 「ドイツにおける金融教育の動向－ドイツ経済教育学会版スタンダードに焦点化して－」, 『山梨大学教育人間科学部紀要』, 第11巻, 99-114頁。

山口博教 [2013] 「ドイツの学校における金融教育

の事例－ハンブルクにおける「生徒の銀行業」－」, 『北星論集』, 第53巻, 149-154頁。

Reifner, U./Ulf Groth [2002] *German National Report*, iff, Hamburg.

Hans-Werner Sinn, *Kasino Kapitalismus - Wies es zur Finanzkrise kam, und was zu tun ist*, [2009], Berlin.

Reifner, U. [2010] *Die Geldgesellschaft*－Aus der Finanzkrise lernen, Wiesbaden.

Reifner, U./Schelhowe, A. [2010] “Financial Education,” *Journal of Social Education*, Vol. 9, Nr. 2, 32-42.

(北星学園大学経済学部教授)